

平成23年度 保育園入園のご案内

【受付】11月8日(月)から12月10日(金)まで

入園できる基準

入園できる児童は、児童福祉法に基づき、次にいすれかの事項に該当する家庭の児童です。

- ①仕事をしている又は就職活動中である
- ②家庭で家事以外の仕事（内職など）をしている
- ③出産の前後、病気、負傷、身心に障害がある
- ④介護や看病の必要な方の世話をしている
- ⑤その他、お子さんの保育ができないと判断された場合

※なお、「集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したい」という理由では入所の対象になりません。

提出書類

提出書類は、市役所健康福祉課、各支所と各保育園に用意してあります。また、阿蘇市ホームページからもダウンロードできます。

- ①保育所入所申込書（一人に一枚）
- ②家庭内状況申立書（一世帯につき一部）
- ③平成22年分源泉徴収票（写し）または平成22年分確定申告書（写し）
- ④平成22年度課税台帳記載事項証明書
(平成22年1月1日以降の転入者のみ必要となります。)

※家庭の状況により、右記以外の書類が必要な場合もあります。
※③と④は後日提出していただきます。

入園を希望される方は、次のとおりお申し込み下さい。また、年度途中での入園を希望される方もこの期間内にお申し込み下さい。

保育料

保育料は、公立・私立保育園共に同じで、お子さんの年齢と世帯員の課税状況によって算定されます。

入園の承諾

入園の承諾は二月頃に決定し、保護者に通知します。なお、ひとつ別の保育園に希望者が多く、定員を超える場合は、他の保育園に入園していくこともありますので予めご承知下さい。

保育園とは？

保育園は、家庭でお子さんの保育ができないとき、家族に代わって保育するところです。0歳児から小学校就学に至るまで、年齢と個々の発達に応じて、適切な乳幼児保育を行っています。

